

瑞穂町行政評価委員会第37回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

審査事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6審査-1	福祉部 健康課	新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業	1

報告事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6報告-1	福祉部 健康課	幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業	2

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業								
担当部署	福祉部健康課								
担当者名	榎本 康弘								
補助対象	<p>【定期接種対象者（助成対象者）】</p> <p>① 65歳以上の者</p> <p>② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</p>								
規程等	瑞穂町新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱（制定予定）								
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種は、令和6年度以降新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、定期接種として実施することとなりました。</p> <p>対象者の利便性を考慮し、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に西多摩圏域8市町村間での相互乗入れによる接種体制の構築について調整し、自己負担額・公費助成額についても8市町村間で統一を図ります。</p>								
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特例臨時接種として令和5年度末まで無料での接種が実施されてきました。</p> <p>令和6年度以降の定期接種では自己負担が生じることにより、これまでに比べて一定程度接種率の低下が想定されます。</p> <p>国は、自己負担額の上限を7,000円と定めていますが、この自己負担を軽減するかは、各市町村の判断としています。</p> <p>接種費用に対する助成を実施することで、①対象者の負担軽減と②重症化リスクが高いとされる高齢者の接種率の低下を抑え、感染症のまん延防止が図られることが期待できます。</p>								
補助金額	<p>(1) 助成額（予定）</p> <p>接種1回当たり3,500円（自己負担額3,500円）</p> <p>※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び配偶者は無料</p> <p>(2) 接種費用の構成（接種1回当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">標準的な接種費用 15,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,500円 自己負担額</td> <td style="text-align: center;">3,500円 町助成金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">8,300円 市町村への助成金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">11,800円 委託料</td> </tr> </table> <p>実際の接種費用は、標準的な接種費用を参酌して医師会との契約により定めます。</p>	標準的な接種費用 15,300円		3,500円 自己負担額	3,500円 町助成金	8,300円 市町村への助成金		11,800円 委託料	
標準的な接種費用 15,300円									
3,500円 自己負担額	3,500円 町助成金								
8,300円 市町村への助成金									
11,800円 委託料									

補助割合

【財源】

定期接種への移行期における激変緩和措置（令和6年度）として、国から市町村に対し、接種実績に応じて基金管理団体を通じ助成金（8,300円/回）が交付されます。

【参考：町の子算規模】

（歳入）

歳入	金額	内容
①新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金	34,030千円 (8,300円×4,100回)	市町村に対する国基金管理団体からの助成金

（歳出）

歳出	金額	内容
②印刷製本費	42千円	予診票共同印刷
③予防接種等委託料	48,380千円 （(国助成金 8,300円+町助成金 3,500円)×4,100回）	接種費用

※②は補正予算議案議決済みです（町議会令和6年第2回定例会）。

①、③は町議会令和6年第3回定例会一般会計補正予算へ計上予定です。

実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※西多摩8市町村と調整中

その他

令和6年	7月18日	庁議
	8月5日	厚生文教委員会で報告
	9月2日	町議会第3回定例会 補正予算案提出 要綱制定
	10月1日	接種開始

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業										
担当部署	福祉部健康課										
担当者名	榎本 康弘										
補助対象	<p>(1) 接種対象者 予防接種を受ける日において町の区域内に住所を有し、かつ、生後6か月となる日から6歳となる日の属する令和6年度の末日までの間にある児（生後6か月から年長児まで）</p> <p>(2) 助成対象者 上記（1）の者の保護者</p>										
規程等	瑞穂町幼児インフルエンザ任意予防接種実施要綱（一部改正予定）										
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>東京都が子育て支援の観点から小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業を令和6年度から開始するため、既に行っている町助成事業内容を変更します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">変更前</th> <th style="width: 45%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>1歳から6歳まで</td> <td>生後6か月から6歳まで (約1,000人)</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>1,000円/回(2回まで)</td> <td>2,000円/回(2回まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部の助成を行います。 接種対象者は、町指定の医療機関で接種を受けた際の接種費用から、助成額を差し引いた額を自己負担額として支払います。</p>			変更前	変更後	対象者	1歳から6歳まで	生後6か月から6歳まで (約1,000人)	助成額	1,000円/回(2回まで)	2,000円/回(2回まで)
	変更前	変更後									
対象者	1歳から6歳まで	生後6か月から6歳まで (約1,000人)									
助成額	1,000円/回(2回まで)	2,000円/回(2回まで)									
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>補助対象となる乳幼児は、就学児に比べて呼吸器の発達が未熟であるためマスクの着用が難しく、幼稚園・保育園等での集団感染リスクが高いなど、予防策をとりづらい環境にあります。このため、インフルエンザによる合併症リスクに対する感染症予防策として予防接種の促進を図る必要性があります。</p> <p>また、助成額の増額により子育て世帯の負担軽減が図られ、子育て支援の観点からも有効です。</p>										
補助金額	<p>(1) 助成額 接種1回当たり2,000円</p> <p>(2) 助成回数 2回まで</p>										

補助割合

【財源】

東京都が令和6年度から開始する小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業を活用します。区市町村が接種費用の一部を負担する場合、区市町村の負担額と同額が補助されます。

※町補助事業（接種費用3,500円程度/回を想定）

町	都	自己負担
1,000円	1,000円	1,500円

【参考：町の子算規模】

（歳入）

$$1,000円 \times 1,000回（500人 \times 2回） = 1,000,000円$$

（歳出）

$$2,000円 \times 500人（接種率50%） \times 2回 = 2,000,000円$$

実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
（接種期間終了後の接種費用請求期間を見込む。）

その他

令和6年 7月18日 庁議
9月 町議会令和6年第3回定例会 補正予算案提出
要綱一部改正
10月 1日 予防接種助成開始